

## 水道法水質基準の改定について

### はじめに

日本の水道普及率は、現在、全国の約 97%に及んでいます。水道は国民の生活及び社会の諸活動全体の基盤であり、安全で良質な水道水の供給が不可欠です。一方、産業活動の進展、都市への人口集中等による水道水源の汚濁・汚染が問題となっています。近年では、トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタンなど）あるいはハロ酢酸（ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸など）などの消毒副生成物の問題、クリプトスピリジウム等の耐塩素性病原微生物の問題、内分泌かく乱化学物質など新たな化学物質による汚染の問題等々が着目されてきており、水道水の管理の一層の強化が求められている状況にあります。

厚生労働省は、ここ数年、こうした問題に対処するための検討を行ってまいりましたが、この度、厚生科学審議会の答申を受け、「水質基準に関する省令」を平成 4 年の改正以来 11 年ぶりに改定しました（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号、平成 16 年 4 月 1 日施行）。今回は、この新しい水質基準（以下、「省令」）及び厚生科学審議会の答申（以下、「答申」）について解説いたします。

### 新基準のあらまし

今回の「答申」では、まず、全国的にみれば検出率が低い物質（項目）であっても、地域、原水の種類または浄水方法により、人の健康の保護又は生活上に支障を生じさせる恐れのあるものについては、全て水道法第 4 条の水質基準項目として設定するという考え方になっています。一方で、全ての水道事業者等に水質検査を義務づける項目は基本的なものに限り、その他の項目については、各水道事業者等の状況に応じて省略することができるという考え方も採用されています。なお、水質基準は、今後とも常に最新の科学的・技術的知見に基づき逐次見直しが行われる予定になっています。

#### 1. 水質基準項目（「省令」に定められた 50 項目）

現行の 46 項目から 9 項目削除され、13 項目が新規追加されて 50 項目になりました（表 1 参照）。

##### 【削除項目（9 項目）】

大腸菌群、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、過マンガン酸カリウム消費量

##### 【新規項目（13 項目）】

大腸菌、ホウ素、1,4-ジオキサン、臭素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、アルミニウム、ジェオスミン、非イオン界面活性剤、2-メチルイソボルネオール、全有機炭素

#### 2. 水質検査項目の省略指針（「省令」による）

地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用の基本となる以下の指針が示されました。

##### 1) 水質検査を省略することができない項目（21 項目）

病原微生物に関連する項目、水道水の基本的要素に関する項目、消毒剤及び消毒副生成物である項目については、検査を省略することができない（臭素酸については、オゾン処理を行っている場合または次亜塩素酸による消毒を行っている場合に限る）。

一般細菌、大腸菌、シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭素酸、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物質（TOC）、味、色度、臭気、濁度、pH 値

## 2) 水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき項目 (6 項目)

以下の 6 項目については、水道用資機材・薬品からの溶出・付加について十分な検討が行われた上でなければ検査を省略してはならない。

[ 六価クロム, 鉛, 亜鉛, アルミニウム, 鉄, 銅 ]

## 3) 地下水を水源とする場合に考慮すべき項目 (8 項目)

地下水を水源とする場合においては、以下の 8 項目について十分な検討が行われた上でなければ検査を省略してはならない。

[ 四塩化炭素, 1,4-ジオキサン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン, ベンゼン ]

## 4) 停滞水を水源とする場合に考慮すべき項目 (2 項目)

湖沼その他停滞水を水源とする場合においては、以下の 2 項目について十分な検討が行われた上でなければ検査を省略してはならない。

[ ジェオスミン, 2-メチルイソボルネオール ]

## 5) 海水淡水化を行う場合に考慮すべき項目 (1 項目)

海水の淡水化を行う場合には、ホウ素に係る水質検査を省略してはならない。

## 6) その他原水の状況等を考慮すべき項目 (12 項目)

上記以外の項目については、検査の省略に当たっては、原水の状況等を十分考慮しなければならない。

[ カドミウム, 水銀, セレン, ヒ素, フッ素, 硬度 (Ca, Mg 等), ナトリウム, マンガン, 陰イオン界面活性剤, 非イオン界面活性剤, フェノール類, 蒸発残留物 ]

## 7) 留意事項

上記 2) ~6) に掲げる場合に該当しない場合であっても、現に過去に基準値の 5/10 を超えて検出されたことがある項目については水質検査を省略してはならない。

**水質基準を補完する項目**

今回の「答申」では、「省令」に採用された 50 の「基準項目」のほかに、現行の快適水質項目 (13 項目)・監視項目 (35 項目)・ゴルフ場使用農薬 (26 項目) に替えて、「水質管理目標設定項目」と「要検討項目」が設定されています (表 2, 表 3 参照)。

## 1. 水質管理目標設定項目 (「答申」に設定された 27 項目)

今回の「答申」では、「省令」による水質基準として設定されていない項目であっても、一般環境中で検出されている物質、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性がある物質など、水道水質管理上留意すべき物質 (項目) については、水質目標とともに関連情報を付して公表し、関係者の注意を喚起すべきであるとしています。

これに該当する項目の中には、現行の 46 項目には含まれていて、改定後の基準項目からは外れた 4 項目の農薬をはじめとする農薬類 (101 項目, 表 4 参照) も含まれています。

## 2. 要検討項目 (「答申」に設定された 40 項目)

今回の「答申」では、毒性評価が定まらない、あるいは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準 (「省令」による) 及び水質管理目標設定項目 (「答申」による) のいずれにも分類できない項目については、「要検討項目」として整理することとし、本項目に分類された項目については、次の見直しの機会に備えて、必要な情報・知見の収集に努めていくべきであるとしています。

表1 水道法に基づく水質基準「基準項目」(50項目) 厚生労働省令第101号による

番号	項目	基準値	検査方法	番号	項目	基準値	検査方法
基01	一般細菌	集落数 100 以下/ml	標準寒天培地法	基26	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS
基02	大腸菌	検出されない	特定酵素基質培地法	基27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L 以下	SE-GC-MS
基03	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS	基28	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	CV-AAS	基29	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	Hy-AAS/AAS/Hy-ICP/ICP-MS	基30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	MOD-SE-GC-MS
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS	基31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	Hy-AAS/AAS/Hy-ICP/ICP-MS	基32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS
基08	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS	基33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	AAS/ICP
基09	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	IC-PC/流路-AS*	基34	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	IC	基35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	AAS/ICP/IC
基11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	IC	基36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	AAS/ICP/ICP-MS
基12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	ICP/ICP-MS	基37	塩化物イオン	200 mg/L 以下	IC/Tit
基13	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	Tit/ICP/IC
基14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	SA-GC-MS	基39	蒸発残留物	500 mg/L 以下	重量法
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	SA-HPLC/流路-AS*
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基41	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	SA-GC-MS/PT-GC-MS/HS-GC-MS
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	SA-GC-MS/PT-GC-MS/HS-GC-MS
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	SA-AS
基19	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基44	フェノール類	0.005 mg/L 以下	SA-GC-MS/流路-AS*
基20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	5 mg/L 以下	TOC
基21	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	SE-GC-MS	基46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	電極法
基22	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基47	味	異常でない	官能法
基23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L 以下	SE-GC-MS	基48	臭気	異常でない	官能法
基24	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L 以下	PT-GC-MS/HS-GC-MS	基49	色度	5 度以下	比色法ほか
基25	臭素酸	0.01 mg/L 以下	IC-PC	基50	濁度	2 度以下	比濁法ほか

注1) 平成17年3月31日までの間は、基45「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)」とあるのは「有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

注2) この省令の施行の際に布設されている水道により供給される水に係る基41及び基42に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは「0.00002mg/L」とする。

\*シアン、陰イオン界面活性剤及びフェノール類については、流路型吸光光度法を期間を限り暫定的に認める。

略号の説明: 「検査方法」欄で使用している略号の意味は次のとおりである。

「AAS」: 原子吸光光度法, 「AS」: 吸光光度法, 「CV-AAS」: 還元気化原子吸光光度法, 「Elec」: 電流法, 「HPLC」: 高速液体クロマトグラフ法, 「HS-GC-MS」: ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法, 「Hy-AAS」: 水素化物発生原子吸光光度法, 「Hy-ICP」: 水素化物発生誘導結合プラズマ発光分光分析法, 「IC」: イオンクロマトグラフ法, 「ICP」: ICP 発光分析法, 「IC-PC」: イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法, 「ICP-MS」: 誘導結合プラズマ-質量分析法, 「MOD-SE-GC-MS」: 誘導体化-溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法, 「PT-GC-MS」: パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法, 「SA-GC-MS」: 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法, 「SA-HPLC」: 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法, 「SE-AS」: 溶媒抽出-吸光光度法, 「SE-GC-MS」: 溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法, 「Tit」: 滴定法, 「Zn-SE-AAS」: 亜鉛添加-溶媒抽出-原子吸光光度法

表2 「水質管理目標設定項目」(27項目)答申による

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査方法
目 01	アンチモン	0.015	Hy-AAS/Hy-ICP/ICP-MS
目 02	ウラン	0.002P	SA-ICP/ICP-MS
目 03	ニッケル	0.01P	AAS/ICP/ICP-MS
目 04	亜硝酸性窒素	0.05P	IC
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 06	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 07	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 08	トルエン	0.2	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.1	SE-GC-MS
目 10	亜塩素酸	0.6	DPD/IC/Elec
目 11	塩素酸	0.6	DPD/IC
目 12	二酸化塩素	0.6	DPD/IC/Elec
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.04P	SE-GC-MS
目 14	抱水クロラール	0.03P	SE-GC-MS
目 15	農薬類*	1	(検出値と目標値の比の和として)
目 16	残留塩素	1	比色法ほか
目 17	硬度 (Ca, Mg)	10-100	Tit/ICP/IC
目 18	マンガン	0.01	AAS/ICP/ICP-MS
目 19	遊離炭酸	20	Tit
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02	PT-GC-MS/HS-GC-MS
目 22	有機物質 (KMnO4)	10 (3)	Tit
目 23	臭気強度 (TON)	3TON	官能法
目 24	蒸発残留物	30-200	重量法
目 25	濁度	1度	透過光測定法ほか
目 26	pH	7.5	電極法
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	計算法

注) 従属栄養細菌 (HPC) については、目標値は定めませんが、将来の基準化に向けて水質検査の実施が望まれる。

\* 別紙参照

表3 「要検討項目」(40項目) 答申による

番号	項目	目標値 (mg/L)
検 01	銀	—
検 02	バリウム	0.7
検 03	ビスマス	—
検 04	モリブデン	0.07
検 05	アクリルアミド	0.0005
検 06	アクリル酸	—
検 07	17-β-エストラジオール	0.00008P
検 08	エチニル-エストラジオール	0.00002P
検 09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
検 10	エピクロロヒドリン	0.0004P
検 11	塩化ビニル	0.002
検 12	酢酸ビニル	—
検 13	2,4-ジアミノトルエン	—
検 14	2,6-ジアミノトルエン	—
検 15	N,N-ジメチルアニリン	—
検 16	スチレン	0.02
検 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
検 18	トリエチレンテトラミン	—
検 19	ノニルフェノール	0.3P
検 20	ビスフェノールA	0.1P
検 21	ヒドラジン	—
検 22	1,2-ブタジエン	—
検 23	1,3-ブタジエン	—
検 24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2P
検 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5P
検 26	マイクロキスチン-LR	0.0008P
検 27	有機すず化合物	0.0006P (TBTO)
検 28	プロモクロロ酢酸	—
検 29	プロモジクロロ酢酸	—
検 30	ジプロモクロロ酢酸	—
検 31	プロモ酢酸	—
検 32	ジプロモ酢酸	—
検 33	トリプロモ酢酸	—
検 34	トリクロロアセトニトリル	—
検 35	プロモクロロアセトニトリル	—
検 36	ジプロモアセトニトリル	0.06
検 37	アセトアルデヒド	—
検 38	MX	0.001
検 39	クロロピクリン	—
検 40	キシレン	0.4

表4(a) 農薬類 (101項目) 答申による (1/2)

番号	農薬名	用途	測定方法	目標値 (mg/L)
1	チウラム	殺菌剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.02
2	シマジン (CAT)	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS;SA-LC-MS	0.003
3	チオベンカルブ	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS;SA-LC-MS	0.02
4	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	土壌薫蒸	PT-GC-MS;HS-GC-MS	0.002
5	イソキサチオン	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.008
6	ダイアジノン	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.005
7	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.003
8	イソプロチオラン (IPT)	殺菌剤, 殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.04
9	クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.05
10	プロピザミド	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.05
11	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.008
12	フェノピカルブ (BPMC)	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.03
13	クロルニトロフェン (CNP) : 失効農薬	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.0001
14	CNP-アミノ体		SA-GC-MS	
15	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.008
16	EPN	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.006
17	ベンタゾン	除草剤	MOD-SA-GC-MS;SA-LC-MS	0.2
18	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.005
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	除草剤	MOD-SA-GC-MS;MOD-SE-GC-MS;SA-LC-MS	0.03
20	トリクロピル	除草剤	MOD-SA-GC-MS;MOD-SE-GC-MS;SA-LC-MS	0.006
21	アセフェート	殺虫剤	SA-HPLC	0.08
22	イソフェンホス	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.001
23	クロルピリホス	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.03
24	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.03
25	ピリダフェンチオン	殺虫剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.002
26	イプロジオン	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS;SA-HPLC	0.3
27	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.004
28	オキシシン銅	殺菌剤	SA-HPLC	0.04
29	キャプタン	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.3
30	クロロネブ	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.05
31	トルクロホスメチル	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.2
32	フルトラニル	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.2
33	ペンシクロン	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.04
34	メタラキシル	殺菌剤	SA-GC-MS	0.05
35	メプロニル	殺菌剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.1
36	アシュラム	除草剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.2
37	ジチオピル	除草剤	SA-GC-MS	0.008
38	テルブカルブ (MBPMC) : 失効農薬	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.02
39	ナプロパミド	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.03
40	ピリプチカルブ	除草剤	SA-GC-MS	0.02
41	ブタミホス	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.01
42	ベンスリド (SAP)	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS;SA-HPLC	0.1
43	ベンフルラリン (バスロジン)	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.08
44	ペンディメタリン	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.1
45	メコプロップ (MCPP)	除草剤	MOD-SA-GC-MS;MOD-SE-GC-MS;SA-HPLC	0.005
46	メチルダイムロン	除草剤	SA-GC-MS;SE-GC-MS	0.03
47	アラクロール	除草剤	SA-GC-MS	0.01
48	カルバリル (NAC)	殺虫剤	SA-HPLC	0.05
49	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	殺菌剤	SA-GC-MS	0.006
50	ピロキロン	殺菌剤	SA-GC-MS	0.04
51	フサライド	殺菌剤	SA-GC-MS	0.1
52	メフェナセット	除草剤	SA-GC-MS	0.009
53	プレチラクロール	除草剤	SA-GC-MS	0.04
54	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.01
55	チオファネートメチル	殺菌剤	SA-HPLC	0.3

表 4 (b) 農薬類 (101 項目) 答申による (2/2)

番号	農薬名	用途	測定方法	目標値 (mg/L)
56	テニクロール	除草剤	SA-GC-MS	0.2
57	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.004
58	カルプロバミド	殺菌剤	SA-GC-MS	0.04
59	プロモブチド	除草剤	SA-GC-MS	0.04
60	モリネート	除草剤	SA-GC-MS	0.005
61	プロシミド	殺菌剤	SA-GC-MS	0.09
62	アニロホス	除草剤	SA-GC-MS	0.003
63	アトラジン	除草剤	SA-GC-MS	0.01
64	ダラボン	除草剤	SA-LC-MS	0.08
65	ジクロベニル (DBN)	除草剤	SA-GC-MS	0.01
66	ジメトエート	殺虫剤	SA-GC-MS;SA-LC-MS	0.05
67	ジクワット	除草剤	SA-HPLC	0.005
68	ジウロン (DCMU)	除草剤	SA-LC-MS	0.02
69	エンドスルファン (エンドスルフェート, ベンゾエピン)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.01
70	エトフェンプロックス	殺虫剤	SA-GC-MS	0.08
71	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.001
72	グリホサート	除草剤	SA-HPLC	2
73	マラソン (マラチオン)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.05
74	メソミル	殺虫剤	SE-HPLC	0.03
75	ペノミル	殺菌剤	SA-HPLC	0.02
76	ベンフラカルブ	殺虫剤	SA-GC-MS	0.04
77	シメトリン	除草剤	SA-GC-MS	0.03
78	ジメピペレート	除草剤	SA-GC-MS	0.003
79	フェニトエート (PAP)	殺虫剤	SA-GC-MS	0.004
80	ブプロフェジン	殺虫剤	SA-GC-MS	0.02
81	エチルチオメトン	殺虫剤	SA-GC-MS	0.004
82	プロベナゾール	殺菌剤	SA-GC-MS	0.05
83	エスプロカルブ	除草剤	SA-GC-MS	0.01
84	ダイムロン	除草剤	SA-GC-MS;SA-LC-MS	0.8
85	ビフェノックス	除草剤	SA-GC-MS	0.2
86	ベンスルフロメチル	除草剤	SA-GC-MS;SA-LC-MS	0.4
87	トリシクラゾール	殺菌剤	SA-GC-MS	0.08
88	ピペロホス	除草剤	SA-GC-MS	0.0009
89	ジメタメトリン	除草剤	SA-GC-MS	0.02
90	アゾキシストロビン	殺菌剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.5
91	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	P-HPLC	0.006
92	ホセチル	殺菌剤	SA-LC-MS	2
93	ポリカーバメート	殺菌剤	HPLC	0.03
94	ハロスルフロメチル	除草剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.3
95	フラザスルフロ	除草剤	SA-HPLC;SA-LC-MS	0.03
96	チオジカルブ	殺虫剤	SA-HPLC	0.08
97	プロピコナゾール	殺菌剤	SA-GC-MS	0.05
98	シデュロン	除草剤	SA-LC-MS	0.3
99	ピリプロキシフェン	殺虫剤	SA-GC-MS	0.2
100	トリフルラリン	除草剤	SA-GC-MS	0.06
101	カフェンストロール	除草剤	SA-GC-MS	0.008

SA-GA-MS;固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法  
 SA-HPLC;固相抽出-高速液体クロマトグラフ法  
 HPLC;高速液体クロマトグラフ法  
 MOD-SA-GC-MS;固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法  
 SA-LC-MS;固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法

SE-GC-MS;溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法  
 SE-HPLC;溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法  
 P-HPLC;ポストカラム-高速液体クロマトグラフ法  
 MOD-SE-GC-MS;溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法